

# **諸外国の迷惑メール対策に関する状況 (概要)**

平成22年11月29日

事務局

| 事項                 | 米国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | カナダ                                                                                                                                                                                                                                                        | 英国                                                                                                                   | ドイツ                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 迷惑メール規制法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「CAN-SPAM法」(2003年)により、PC向けメールを規制</li> <li>・「CAN-SPAM法」に基づき、FCC規則により、2004年より携帯電話向けメールを規制</li> </ul>                                                                                                                                                                        | スパム規制法案が、カナダ議会に現在提出中                                                                                                                                                                                                                                       | 「2003年プライバシー及び電気通信規則」により規制                                                                                           | 「不正競争防止法」(2004年)及び「テレメディア法」(2006年)により規制                                                                                                                                                                                                                      |
| 2. 迷惑メールの範囲        | 商業電子メール                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 商業電子メール                                                                                                                                                                                                                                                    | DM目的の電子メール                                                                                                           | 商業電子メール                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3. 送信者等に対する規制      | <p>【PC向けメール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトアウト規制</li> <li>・表示義務</li> <li>・許可なくアクセスしたPCからの送信禁止</li> <li>・偽ヘッダー情報による送信禁止</li> <li>・欺瞞的表題を付した送信禁止 等</li> </ul> <p>【携帯電話向けメール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・表示義務</li> <li>・オプトアウトを受けた時は、10日以内に送信終了する義務 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・表示義務(送信者、送信者に対する連絡先、オプトアウトのための電子メールアドレス・WEBページが送信してから60日間有効であること)</li> <li>・オプトアウト者に対する送信禁止(オプトアウトの通知から10営業日以内に送信を停止する義務)</li> <li>・同意のない他者のPCへのプログラムインストールの送信禁止</li> <li>・送信者情報の偽装禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制(個人あて)</li> <li>・送信者情報の偽装禁止</li> <li>・不正確なオプトアウトアドレスの提供の禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・メールの冒頭及び件名欄において、送信者、商業電子メールである事実の隠蔽等の禁止</li> <li>・メール送信に際し、以下に配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>ー商業電子メールであることが明確に識別できること</li> <li>ー商業電子メールの送信を委託した自然人・法人が明確にされていること</li> </ul> </li> </ul> |
| 4. 制裁措置            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分(停止命令)</li> <li>・禁固5年又は罰金(違反行為により被告が得た利益若しくは他者が被った損害の2倍の額、又は25万ドル(個人)、50万ドル(法人)のうち、いずれか高額な方が上限)等</li> </ul>                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CRTC(カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会)による中止命令</li> <li>・罰金:最高100万加ドル(個人)、1,000万加ドル(法人))</li> </ul>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・罰金:最高5000ポンド</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分(中止命令)</li> <li>・過料:最高5万ユーロ(送信者及び商業電子メールである事実を曖昧にしたり、隠した場合)</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 5. 執行状況            | FTCが扱ったスパム関連事案の80%はオプトアウト義務違反                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (法案未成立)                                                                                                                                                                                                                                                    | 不明                                                                                                                   | 2006年以降、200件以上のスパム送信の中止命令を実施                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6. 国際連携施策(日本との連携等) | 「US SAFE WEB ACT」の制定(2006年)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本との迷惑メールに関する共同宣言を締結(2006年)</li> <li>・スパム規制法案により、外国機関とのスパムに関する情報交換が可能</li> </ul>                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本との迷惑メールに関する共同宣言を締結(2006年)</li> </ul>                                       | 日本との迷惑メールに関する共同宣言を締結(2006年)                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7. その他             | スパムに関する啓発のため、HP「Spam」を運営                                                                                                                                                                                                                                                                                          | スパムに関する啓発のため、HP「Internet Safety tips」を運営                                                                                                                                                                                                                   | インターネットの安全な利用啓発のため、HP「Get Safe Online」を運営                                                                            | スパムに関する情報提供を受けるため、HP「Internet-beschwerdestelle.de」を運営                                                                                                                                                                                                        |

| 事項                 | フランス                                                                                                                                                                                     | オーストラリア                                                                                                                                                                                               | 韓国                                                                                                                                                                                                                                         | 中国                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 迷惑メール規制法        | 「郵便電気通信法典(2004年)」及び「消費法典」(2004年)により規制                                                                                                                                                    | 「2003年スパム法」により規制                                                                                                                                                                                      | 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」(2002年)により規制                                                                                                                                                                                                       | 「インターネット電子メールサービス管理弁法」(2006年)により規制                                                                                                                                                                          |
| 2. 迷惑メールの範囲        | DM目的の電子メール                                                                                                                                                                               | 商業電子メール                                                                                                                                                                                               | 営利目的の広告電子メール                                                                                                                                                                                                                               | 商業広告の電子メール                                                                                                                                                                                                  |
| 3. 送信者等に対する規制      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・受信拒否方法を示さずに、電子メールによるDM送信の禁止</li> <li>・送信者情報の偽装の禁止</li> <li>・提供されるサービスと無関係の事物に言及することの禁止</li> <li>・メールアドレスの不正収集・使用の禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・架空電子メールアドレス宛の送信禁止</li> <li>・表示義務</li> <li>・メールアドレスの自動収集ソフトの供給、取得、使用の禁止</li> <li>・メールアドレスの自動収集ソフトを使用して作成されたメールアドレスリストの供給、取得、使用の禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【PC向けメール】</li> <li>・オプトアウト規制</li> <li>・表示義務</li> <li>【携帯電話向けメール】</li> <li>・オプトイン規制</li> <li>・表示義務</li> <li>【PC・携帯電話向け規制】</li> <li>・受信者の受信拒否・受信同意の撤回を妨害する措置の禁止</li> <li>・電子メールアドレスの自動生成禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン規制</li> <li>・表示義務</li> <li>・送信者情報偽装禁止</li> <li>・自動収集又は自動作成したメールアドレスの販売等及びこれによる送信禁止</li> <li>・受信拒否者に対する再送信禁止</li> <li>・オプトイン時から30日間のコンタクトポイントの維持義務付け</li> </ul> |
| 4. 制裁措置            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトイン違反: 1通毎に最高750ユーロ</li> <li>・電子メールアドレスの不正収集・使用: 5年以下の懲役及び最高30万ユーロの罰金</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分(警告、違反通知等)</li> <li>・罰金: 最高22万豪ドル(個人) 110万豪ドル(法人)</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過料: 最高3千万ウォン</li> <li>・1年以下の懲役又は罰金: 最高1千万ウォン(PC・携帯電話向け規制違反の場合)</li> </ul>                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分(改善命令)</li> <li>・罰金: 最高1万元(一般者) 最高3万元(違法所得がある者)</li> </ul>                                                                                                      |
| 5. 執行状況            | 不明                                                                                                                                                                                       | オプトイン違反について、合計2,225万豪ドルの罰金を賦課(2009年)                                                                                                                                                                  | 2001年から2009年までに、約5,000件(約780億ウォン)の過料を賦課                                                                                                                                                                                                    | 不明                                                                                                                                                                                                          |
| 6. 国際連携施策(日本との連携等) | 日本との迷惑メールに関する共同宣言を締結(2006年)                                                                                                                                                              | —                                                                                                                                                                                                     | 日本との情報通信に関する覚書を締結(※スパム対策協力について言及)(2010年)                                                                                                                                                                                                   | ・日本との情報通信に関する合意文書を締結(スパム対策協力について言及)(2009年)                                                                                                                                                                  |
| 7. その他             | スパム受信者がワンクリックでスパムを「Signal Spam協会」に報告し、分析するためのプラグインソフト(「SignalSpam」)を提供。                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スパム受信者がワンクリックでスパムをACMA(豪メディア庁)に報告するプラグインソフト「SpamMatters」を提供。</li> <li>・スパム情報を分析するためのシステムであるSID(Spam Intelligence Database)を2009年から運用</li> </ul>               | ・スパム対応システムにより、携帯電話簡便申告、インターネット等から迷惑メールに関する申告を受け付け、分析を実施                                                                                                                                                                                    | スパムに関する啓発のため、「中国インターネット協会(ISC)」のHPで、迷惑メール対策の状況等について紹介                                                                                                                                                       |

# **諸外国の迷惑メール対策に関する状況**

平成22年11月29日  
平 務 局  
事

「CAN-SPAM法（Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003）」により、P C向け迷惑メールを規制。また、「CAN-SPAM法」に基づき、FCC（連邦通信委員会）規則により、携帯電話向け迷惑メールを規制

## 1. 迷惑メールの現状

- ・ 迷惑メール発信国ランキングで1位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))
- ・ 電子メールに占める迷惑メールの割合は、92.5%（2010年8月）

## 2. 迷惑メールの範囲

- ・ 商業電子メール（商業的製品、サービスの商業広告または販売促進を主たる目的とした電子メール）

## 3. 送信者等に対する規制（PC向けメール）

- ・ 商業電子メールの受信拒否の要請から10営業日以降の当該受信者への送信を禁止（オプトアウト）  
（例外として、取引関係電子メールの送信、主たる目的が商業広告・販売促進以外のものが明らかな電子メールの送信）
- ・ 表示義務（広告メールである旨、受信拒否ができる旨及び受信拒否を受け付けるための電子メールアドレス、送信者の住所等、性的素材を含む場合は、その旨）
- ・ 他人のコンピュータに無許可でアクセスし、商業電子メールの送信の禁止
- ・ 偽ヘッダー情報による送信の禁止
- ・ 実際の登録者を実質的に偽る情報を使用し、5件以上の電子メールアカウント、もしくは2件以上のドメイン名について登録を行い、複数の商業電子メールの送信禁止
- ・ 5件以上のI Pアドレスの登録者またはその合法的な継承者であると偽り、当該アドレスから複数の商業電子メールの送信の禁止。
- ・ 欺瞞的表題を付した送信の禁止
- ・ 他人のウェブサイトから自動取得したアドレス及び自動生成したアドレスを使用した送信の禁止
- ・ 商業電子メール送信から30日以上、オプトアウトができる状態にする義務
- ・ 性的内容を含む商業電子メールの警告ラベルの貼付義務

## 3. 送信者等に対する規制（携帯電話向けメール）

- ・モバイル商業電子メールの送信は、受信者から事前に明確な同意を取らない限り禁止（オプトイン規制）。  
（例外：取引関係電子メール等）
- ・事前同意の取得方法
  - ・口頭または書面（同意者の署名（電子署名を含む）が必要）
  - ・同意には、モバイル商業電子メールが送付されるメールアドレスが特定されていなければならない、ウェブサイト  
で同意を得る場合には、送信先のメールアドレスを同意者が入力できるようになっている必要
  - ・同意は、モバイル商業電子メールの送信者自身が取得する必要
- ・オプトアウトの通知を受けるための方法の表示義務
- ・オプトアウトのために、受信同意の方法と同様の方法の提供義務
- ・モバイル商業電子メールの中に、同意を得た送信者であることを特定するための情報の表示義務
- ・オプトアウトの通知を受けたときは10日以内に送信を終了する必要
- ・モバイル商業電子メール送信から30日以上、オプトアウトができる状態にする義務

## 4. 制裁措置

- ・行政処分（FTC、FCCによる停止命令）
- ・司法省による刑事訴追の場合、最高で5年以下の禁固又は罰金もしくはその両方、違反行為により得た財産の没収  
（罰金：違反行為により被告が得た利益もしくは他者が被った損害の2倍の金額、又は25万ドル（個人の場合）・  
50万ドル（法人の場合）のうちいずれか高額な方が上限）

## 5. 執行状況

- ・FTCが扱ったスパム関連事案の80%はオプトアウト義務違反、50%以上は電子メールの偽ヘッダ情報を使用した送信。

## 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・官民連携のプログラムとしては、National Cyber Security Allianceが消費者向けにオンライン保護に関する情報を提供するウェブサイト「StaySafeOnline.org」を運営。
- ・民間事業者等が参加するMAAWG(Messaging Anti-Abuse Working Group)において技術的対策を始めとする迷惑メールに関する情報交換を実施。

## 7. 国際連携施策

- ・London Action Plan 等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・US SAFE WEB ACTの制定（2006年12月）  
国境を越えたスパム、スパイウェア、詐欺の撲滅のために、FTCの権限を強化したもの。
  - ①外国の法執行機関との機密情報の共有を可能とすること。
  - ②外国の法執行機関の調査支援を可能とする。
  - ③国務長官の事前の承認と継続的な監督があれば、外国の法執行機関との相互の法的支援に関する国際協定を締結できる。

## 8. その他

- ・スパムに関する啓発のため、HP「Spam」を運営。

## スパム規制法案が、カナダ議会に提出中

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで18位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・以下の内容を含む商業電子メール  
①商品、サービス、土地等の販売、賃貸、物々交換の申し出。②事業、投資、賭博の機会の提供。①・②に関連することを行う人物を宣伝すること

### 3. 送信者等に対する規制

- ・商業電子メールについて、同意なく送信することの禁止（オプトイン規制）  
(例外として、個人的関係にある場合、取引に関係する場合等)
- ・表示義務（送信者を特定する情報・その連絡先、オプトアウトの連絡先、オプトアウトのための電子メールアドレス・WEBページが送信してから60日間有効であること）
- ・オプトアウトをした者への送信の禁止（オプトアウトの通知から10営業日以内に送信を停止することが必要）
- ・同意なく他人のコンピュータに以下の機能を持つプログラムのインストール禁止。
  - コンピュータに保存された個人情報の収集
  - 所有者のコンピュータセキュリティを妨げる
  - コンピュータの設定を所有者が知らないうちに変更または妨げる
  - コンピュータに保存されているデータについて、所有者の正当な使用を妨害する
  - コンピュータの所有者の許可無しに、他のコンピュータと通信する。
  - コンピュータの所有者の許可無しに、第三者がコンピュータを起動できる
- ・送信者情報の偽装の禁止

## 4. 制裁措置

- ・ C R T C（カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会）による停止命令
- ・ 罰金は最高で個人：100万加ドル、法人1,000万加ドル
- ・ 送信者情報の偽装禁止違反の場合：14年以下の懲役又は裁判所の決定する額の罰金あるいはその両方
- ・ 被害者による民事上の訴権
  - オプトイン違反：1件につき200加ドルで1日100万加ドルを超えない額
  - 表示義務違反、オプトアウト違反、コンピュータプログラムを用いた同意のない個人情報の収集禁止違反：1日100万加ドル以下
  - 送信者情報の偽装禁止違反：1件につき200加ドルで1日100万加ドルを超えない額（※1加ドル：約79円）

## 5. 執行状況

- ・ —（法律案未成立）

## 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ 官民関係者によるスパムタスクフォースが設けられ、2005年に提言（※法律案も、当該提言に基づくもの）
- ・ 個人及び企業からスパム及び関連する脅威の報告を受け、証拠等を収集し、執行機関の調査に資するため、「Spam Reporting Centre」（非政府組織）を設置予定

## 7. 国際連携施策

- ・ 日本と「反スパム政策・戦略分野における協力に関する共同声明」を締結（2006年10月）。
- ・ London Action Plan 等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・ スパム規制法案において、同法の運用に必要な情報を得るため、又は、外国の法律違反の捜査に必要な情報である場合、書面による合意により、外国政府等に情報提供可能。

## 8. その他

- ・ スパムに関する啓発のため、HP「Internet Safety tips」を運営。

## 「2003年プライバシー及び電気通信規則」により迷惑メール（個人宛）を規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで5位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・ダイレクトマーケティング目的の電子メール

### 3. 送信者等に対する規制

- ・広告目的での受信者（個人）の承諾を得ない一方的な電子メールの送信の禁止（オプトイン規制）  
（例外として、受信者が事前に電子メールの送信に同意した場合、製品・サービスの販売のための交渉において、受信者の連絡先を入手した場合であって、類似製品・サービスのみに関するメールを送信する場合（受信拒否の手段を与える必要））
- ・送信者情報の偽装の禁止
- ・不正確なオプトアウトアドレスの提供の禁止

### 4. 制裁措置

- ・オプトイン規制に違反した場合、5,000ポンド以下の罰金。（※1ポンド：約130円）
- ・ICO (Information Commissioner's Office (※独立行政機関)) が、調査を行い、重大な違反が確認された場合は、ICO が提訴する。

### 5. 執行状況

- ・ 不明。

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ 政府、企業等が共同で、インターネット利用者のための「Get Safe Online」サイトを運営し、安全な利用についての普及啓発を実施。

### 7. 国際連携施策

- ・ London Action Plan 等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・ 米国、オーストラリアと迷惑メールに関するMOUを締結（2004年7月）
- ・ 日本と「商業用電子メールの政策の協調に関する日英共同宣言」を締結（2006年9月）。

# ドイツ①

## 「不正競争防止法」及び「テレメディア法」により迷惑メールを規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで6位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))。
- ・独インターネット産業連盟(eco)は、2009年に、5,000件以上の苦情を受取った。

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・商業電子メール(直接的、間接的に企業等の商品、サービスの販売促進等のために送信される電子メール)

### 3. 送信者等に対する規制

- ・商業電子メールを送信する際は、事前の同意必要(オプトイン規制)  
(例外として、商品等の売買取引との関連で顧客から電子メールアドレスを受け取り、自社の商品等広告に使用し、顧客がその利用に異議を唱えず、通信費の負担無しにいつでも電子メールアドレスの利用停止を要求することができる旨を明示している場合)
- ・メールの送信にあたっては、以下に配慮する必要。
  - －商業電子メールであることが明確に識別できること。
  - －商業電子メールの送信を委託した自然人・法人が明確にされていること。
- ・商業電子メールの冒頭及び件名欄において、送信者及び商業電子メールである事実を曖昧にしたり、隠すことの禁止。

### 4. 制裁措置

- ・連邦ネットワーク庁による中止命令
- ・商業電子メールの冒頭及び件名欄において、送信者及び商業電子メールである事実を曖昧にしたり、隠した場合、最高5万ユーロの過料（※1ユーロ：約112円）

### 5. 執行状況

- ・2006年以降、200件以上のスパム送信の中止命令を実施。

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・2005年に連邦消費者センター連盟、不正競争防止センター、ecoにおいて、アンチ・スパム・アライアンスを開始。問題のあるスパムとして、ecoが決定した場合、連邦消費者センター連盟、不正競争防止センターに案件が送付され、アライアンスのパートナーは、送信者に対して送信停止の警告を行う。

### 7. 国際連携施策

- ・London Action Plan 等の国際的なスパム対策の枠組みに参画（ecoが参加）。
- ・日本と「反スパム政策・戦略分野における協力に関する日本国及びドイツ連邦共和国の共同声明」を締結（2006年7月）

### 8. その他

- ・スパムに関する情報提供を受けるため、HP「Internet-beschwerdestelle.de」を運営。

## 「郵便電気通信法典」「消費法典」により迷惑メールを規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで4位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・ダイレクトマーケティング目的の電子メール

### 3. 送信者等に対する規制

- ・電子メールによる広告メールの受信につき事前に同意をしなかった個人のメールアドレスを使用して、ダイレクトマーケティングを行うことの禁止（オプトイン規制）  
(例外として、サービスの販売時等に本人から直接メールアドレスを入手した場合等)
- ・受信拒否方法を示さないで、電子メールによるDMを送信することの禁止
- ・送信者情報の偽装の禁止
- ・提供されるサービスと無関係の事物に言及することの禁止
- ・メールアドレスの不正収集・使用の禁止

### 4. 制裁措置

- ・オプトイン違反について1通毎に750ユーロ以下の罰金
- ・電子メールアドレスの不正収集・使用：5年以下の懲役及び30万ユーロ以下の罰金  
(※1ユーロ：約112円)

### 5. 執行状況

- ・ 不明

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ 2005年に、官民のインターネット関連機関が参加する「Signal Spam協会」を設立。スパム受信者がワンクリックでスパムを「Signal Spam協会」に報告できるプラグインソフトを提供。得られたスパムに関する情報は、ISPに提供し、スパムの減少のために役立てている。
- ・ CNIL（「情報処理及び自由に関する全国委員会」（※個人情報に関する独立行政機関）と「Signal Spam協会」とのパートナーシップの締結（特定されたスパマーの提訴について、CNILに付託する）

### 7. 国際連携施策

- ・ CNSA(Contact Network of SpamAuthorities(欧州のスパム関係機関ネットワーク))等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・ 日本と「反スパム政策・戦略分野における日仏間の協力に関する共同声明」を締結（2006年5月）

# オーストラリア①

## 「2003年スパム法」により迷惑メールを規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで34位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))
- ・ACMA(豪通信メディア庁)において、Web・電話ホットライン等において、約7,000件の苦情を受付。  
(2009年)

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・以下の内容を含む商業電子メール
  - ・品物・サービス、土地等の広告宣伝・販売促進。ビジネス機会・投資機会の広告宣伝・販売促進。財産の不正取得、経済的不正利益の取得を詐欺により支援する。

### 3. 送信者等に対する規制

- ・事前の同意なく、広告メールの送信の禁止(オプトイン規制)  
(例外として、誤って広告メールを送信した場合等)
- ・架空電子メールアドレス宛の送信の禁止
- ・表示義務(送信者を特定する情報・その連絡先、オプトアウトの表示等(30日間有効であることが必要))
- ・メールアドレスの自動収集ソフトの供給、取得、使用の禁止
- ・メールアドレスの自動収集ソフトを使用して作成されたメールアドレスリストの供給、取得、使用の禁止

## オーストラリア②

### 4. 制裁措置

- ・ 行政処分（ACMAによる警告、違反通知、法的拘束力のある約束の受理）
- ・ オプトイン違反、架空電子メールアドレス宛の送信禁止違反の場合、最高で、法人に110万豪ドルの罰金、個人で22万豪ドルの罰金。
- ・ その他の違反の場合、最高で、法人に55万豪ドルの罰金、個人で11万豪ドルの罰金

（※1豪ドル：約80円）

### 5. 執行状況

- ・ オプトイン違反について、合計2,225万豪ドルの罰金を賦課（2009年）

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ 2003年スパム法を受けて、「インターネット産業協会」において、ISPが行うべき、スパムに関する行動規範を作成（2005年）

### 7. 国際連携施策

- ・ London Action Plan 等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・ 米国、ニュージーランド、イギリス等との間で、2国間のMoUを締結。

### 8. その他

- ・ スпам受信者がワンクリックでスパムをACMAに報告できるプラグインソフト（Spam Matters）を2004年から提供。
- ・ スпам情報を分析するためのシステムであるSID（Spam Intelligence Database）を2009年から運用

## 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」により、迷惑メールを規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・ 迷惑メール発信国ランキングで7位(2010年7～9月期(米ソフォス社調べ))
- ・ 韓国インターネット振興院(KISA) 不法スパム対応センターに寄せられる迷惑メール申告件数：約3560万件(2009年)

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・ 営利目的の広告電子メール

### 3. 送信者等に対する規制（PC向けメール）

- ・ 受信者の明示的な受信拒否の意思に反する営利目的の広告メールの送信禁止（オプトアウト規制）
- ・ 表示義務（送信者の名称・連絡先、電子メールアドレスを収集した出处、受信拒否の意思表示を容易に行うことのできる措置・方法に関する事項等）

### 3. 送信者等に対する規制（携帯電話向けメール）

- ・ 受信者の事前同意のない営利目的の広告メールの送信禁止（オプトイン規制）  
（例外として、取引関係を通じて受信者から直接連絡先を収集した者が、広告メールを送信する場合）  
また、午後9時～朝8時までに、営利目的の広告メールを送信する場合は、別途の事前同意が必要
- ・ 表示義務（送信者の名称・連絡先、受信拒否の意思表示を行う方法に関する事項）

### 3. 送信者等に対する規制（PC向け、携帯電話向け）

- ・営利目的の広告メール送信者は、以下の技術的措置を行うことの禁止。
  - ・ 広告メール受信者の受信拒否または受信同意の撤回を回避・妨害する措置
  - ・ 電子メールアドレス等の自動生成措置
  - ・ 広告メール送信者の身元及び広告メール送信の発信元を隠すための措置 等
- ・ 事前同意なしのプログラムによる自動電子メールアドレス収集・販売
- ・ 営利目的の広告メール送信者は、受信者が受信拒否・受信同意の撤回を行うときに発生する電話料金等の金銭的負担の回避義務

### 4. 制裁措置

- ・ PC向けメール、携帯電話向けメールの規制に違反した場合 → 3千万ウォン以下の過料
- ・ 技術的措置の禁止に違反した場合 → 1年以下の懲役、または1千万ウォン以下の罰金
- ・ 事前同意なしの自動電子メールアドレス収集・販売、受信者が受信拒否・受信同意の撤回を行うときの金銭的負担の回避義務に違反した場合 → 3千万ウォン以下の過料 (※1ウォン：0.07円)

### 5. 執行状況

- ・ 2001年から2009年までに、約5,000件（約780億ウォン）の過料を賦課

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ スпамに関する官民の予防次元の対応策をまとめた「スパム防止総合対策」を策定（2009年）
- ・ 低信用者（債務不履行者等）の名義貸し携帯電話による迷惑メール送信の増加に対応するため、移動通信会社等と共同で認識向上のための広報を推進

### 7. 国際連携施策

- ・ London Action Plan等の国際的なスパム対策の枠組みに参画。
- ・ 日本と「放送及び電気通信分野における協力に関する日本国総務省と大韓民国放送通信委員会との間の覚書」（2010年5月）を締結し、覚書の中で迷惑メール対策の協力について言及。

### 8. その他

- ・ KISA不法スパム対応センターにおいて、KISAスパム対応システムにより、携帯電話簡便申告、インターネット等から迷惑メールに関する申告を受付け、分析を行い、送信者を確認して行政処分等を実施。

## 「インターネット電子メールサービス管理弁法」により迷惑メールを規制

### 1. 迷惑メールの現状

- ・迷惑メール発信国ランキングで20位（2010年7～9月期（米ソフォス社調べ））
- ・「12321インターネットの不良及びスパム情報に関するクレーム受理センター」では、2008年4月の設立から2010年3月末までに、101万件の苦情を受付。

### 2. 迷惑メールの範囲

- ・商業広告の電子メール

### 3. 送信者等に対する規制

- ・広告メールを発信する際は、事前の同意必要（オプトイン規制）
- ・表示義務（「広告」若しくは「AD」を表題情報の前に表示）
- ・送信者情報の偽装の禁止
- ・自動収集又は自動作成したメールアドレスの販売等及びこれによる送信の禁止
- ・受信拒否者に対する再送信禁止
- ・受信同意時から30日間は、受信拒否を受け付けるためのコンタクトポイントを維持することを義務づけ。
- ・電子メール送信のため、同意なく他者のPCの使用禁止

### 4. 制裁措置

行政処分：改善命令

罰金：①一般の違反者 1万元以下の罰金 ②違法所得がある場合：3万元以下の罰金（※1元：約12円）

### 5. 執行状況

- ・ 不明

### 6. 迷惑メールに関する官民連携施策

- ・ ISC(中国インターネット協会(民間の任意団体))において、スパムを送信したサーバのIPアドレスについてブラックリストを作成し、無償で公開している。

### 7. 国際連携施策

- ・ オーストラリア・インターネット協会とMOUを締結（2005年）。
- ・ ICTに関する日中協力の合意文書を締結、「国境を跨ぐ深刻なネットワークセキュリティ問題の一つであるスパムメールの防止に関する協力」を行うことに合意（2009年）。

### 8. その他

- ・ スпамに関する啓発のため、「中国インターネット協会（ISC）」のHPの中で、迷惑メール対策の状況等について紹介